

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく  
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

交付又は支出先法人名称	法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
							公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分
公益財団法人日本 医療機能評価機構	5010005016639□	産科医療補償制 度掛金	432,000		令和5年5月31日		公財	国認定
公益財団法人日本 医療機能評価機構	5010005016639□	産科医療補償制 度掛金	312,000		令和5年6月30日		公財	国認定
公益財団法人日本 医療機能評価機構	5010005016639□	産科医療補償制 度掛金	276,000		令和5年7月31日		公財	国認定
公益財団法人日本 医療機能評価機構	5010005016639□	産科医療補償制 度掛金	504,000		令和5年8月31日		公財	国認定
公益財団法人日本 医療機能評価機構	5010005016639□	産科医療補償制 度掛金	300,000		令和5年9月29日		公財	国認定
公益財団法人日本 医療機能評価機構	5010005016639□	産科医療補償制 度掛金	408,000		令和5年10月31日		公財	国認定
公益財団法人日本 医療機能評価機構	5010005016639□	産科医療補償制 度掛金	480,000		令和5年11月30日		公財	国認定
公益財団法人日本 医療機能評価機構	5010005016639□	産科医療補償制 度掛金	420,000		令和5年12月28日		公財	国認定
公益財団法人日本 医療機能評価機構	5010005016639□	産科医療補償制 度掛金	420,000		令和6年1月31日		公財	国認定

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく  
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

交付又は支出先法人名称	法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
							公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分
公益財団法人日本 医療機能評価機構	5010005016639□	産科医療補償制 度掛金	336,000		令和6年2月29日		公財	国認定
公益財団法人日本 医療機能評価機構	5010005016639□	産科医療補償制 度掛金	312,000		令和6年3月29日		公財	国認定
公益財団法人日本 医療機能評価機構	5010005016639□	病院機能評価改 善支援セミナー 動画	198,000		令和5年7月31日		公財	国認定
公益社団法人日本 臓器移植ネットワー ク	3010405001069	脳死下臓器移植 費用請求	4,967,680		令和5年4月28日		公社	国認定
公益社団法人日本 臓器移植ネットワー ク	3010405001069	脳死下臓器移植 費用請求	12,798,080		令和5年5月31日		公社	国認定
公益社団法人日本 臓器移植ネットワー ク	3010405001069	脳死下臓器移植 費用請求	15,669,580		令和5年6月30日		公社	国認定
公益社団法人日本 臓器移植ネットワー ク	3010405001069	令和5年度会費 (心臓移植施設会 員)	200,000	心臓移植施設会費 200,000円	令和5年6月30日	移植施設である当セン ターが臓器提供を受ける ため。	公社	国認定
公益社団法人日本 臓器移植ネットワー ク	3010405001069	脳死下臓器移植 費用請求	3,536,320		令和5年7月31日		公社	国認定
公益社団法人日本 臓器移植ネットワー ク	3010405001069	脳死下臓器移植 費用請求	5,557,120		令和5年8月31日		公社	国認定

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく  
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

交付又は支出先法人名 称	法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
							公益法人の区 分	国認定、都道府 県認定の区分
公益社団法人日本 臓器移植ネットワー ク	3010405001069	脳死下臓器移植 費用請求	5,713,679		令和5年9月29日		公社	国認定
公益社団法人日本 臓器移植ネットワー ク	3010405001069	脳死下臓器移植 費用請求	5,726,811		令和5年10月31日		公社	国認定
公益社団法人日本 臓器移植ネットワー ク	3010405001069	脳死下臓器移植 費用請求	9,679,360		令和5年11月30日		公社	国認定
公益社団法人日本 臓器移植ネットワー ク	3010405001069	脳死下臓器移植 費用請求	4,209,920		令和5年12月28日		公社	国認定
公益社団法人日本 臓器移植ネットワー ク	3010405001069	脳死下臓器移植 費用請求	5,469,440		令和6年1月31日		公社	国認定
公益社団法人日本 臓器移植ネットワー ク	3010405001069	脳死下臓器移植 費用請求	6,816,640		令和6年2月29日		公社	国認定
公益社団法人日本 臓器移植ネットワー ク	3010405001069	脳死下臓器移植 費用請求	9,404,970		令和6年3月29日		公社	国認定
公益財団法人日本 適合性認定協会	6010705001550	ISO 15189 臨床 検査室更新認定 に係る維持料	858,000		令和5年10月31日		公財	国認定
公益社団法人日本 アイソトープ協会	7010005018674	研究用RI診断薬	163,900		令和5年5月31日		公社	国認定

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく  
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

交付又は支出先法人名 称	法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
							公益法人の区 分	国認定、都道府 県認定の区分
公益社団法人日本 アイソートープ協会	7010005018674	研究用RI診断薬	328,900		令和5年5月31日		公社	国認定
公益社団法人日本 アイソートープ協会	7010005018674	研究用RI診断薬	233,970		令和6年3月29日		公社	国認定

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。